

訪問看護でも、マイナンバーカードが健康保険証としてご利用いただけます。

(※医療保険で訪問看護をご利用の方が対象)

マイナ保険証をご利用いただくことで、以下のようなメリットがあります。

①より質の高い看護の提供が可能に

利用者様一人ひとりの過去の診療歴や服薬情報、特定健診結果などに基づいた、より良い看護が可能になります(※ご本人の同意が必要です)。

②保険証の毎回提示が不要に

訪問看護ステーションで保険資格情報の確認ができるため、毎回保険証をご提示いただく必要がなくなります(※医療保険証、限度額認定証のみ)。

③高額療養費制度の手続きが簡略化

マイナ保険証を利用することで、事前の申請をせずに高額療養費制度が適用され、一定額以上の支払いが不要になります。

④個人情報は適切に管理されます

提供された情報は訪問看護の目的のみに利用され、厳重に管理されます。

同意していない情報が閲覧されることはありません。

マイナ保険証の利用にあたっては、看護師等が持参する専用端末でカードを読み取らせていただきます。医療保険で訪問看護をご利用の方は、ぜひマイナ保険証をご活用ください。

※マイナンバーカードの申請がまだの方は、各市町村へお問い合わせください。

【松山市に住民登録のある方】

松山市役所市民課 マイナンバーカード担当窓口

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目 7-2 本館 1 階

電話：089-948-6569

【松山市に住民登録がない方】

住民登録をしている市町村へお問い合わせください。